

情報会員の入会について

平成26年 5月27日制定

平成26年10月29日改正

企画運営委員会決議事項

入会基準第3に規定する情報会員は次に掲げる者とする。

- 1 エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく登録建築物調査機関又は建築基準法に基づく指定確認検査機関であり、当協会の建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価の実施機関として登録を受けた機関。
- 2 独立行政法人住宅金融支援機構と適合証明業務の協定を締結している建築基準法に基づく指定確認検査機関。

附則

この定めは、平成26年6月4日から施行する。

附則

この定めは、平成26年10月29日から施行する。